

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 2 6 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について

自家用車活用事業（以下「日本版ライドシェア」という。）は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）において、国土交通省が指定する曜日・時間帯及び不足車両数の範囲で、許可を受けてから 2 年間運行することができる旨定められている。

今般、今後の日本版ライドシェアの具体的な取扱いを下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図らわれない。

なお、本事務連絡の発出に伴い、令和 6 年 3 月 29 日付け事務連絡「自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について」及び令和 6 年 9 月 17 日付け事務連絡「自家用車活用事業における大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充について」は廃止する。

記

1. 配車アプリが普及している交通圏について

- （１）配車アプリが普及している下記交通圏（※）において、当該交通圏を管轄する各地方運輸局等より配車アプリデータに基づきタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数（以下「不足曜日・時間帯等」という。）を公表し、当該不足車両数をもとに希望するタクシー事業者に対し使用可能車両数を配分する。

※札幌交通圏、仙台市、県南中央交通圏（埼玉）、千葉交通圏、特別区・武三交通圏、京浜交通圏、名古屋交通圏、京都市域交通圏、大阪市域交通圏、神戸市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏

- （２）一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会に加盟する団体（以下「都道府県タクシー協会」という。）が不足曜日・時間帯等を運輸支局等に申し出た場合、申し出に従って希望するタクシー事業者に対し使用可能車両数を配分する。申し出については、（１）による不足曜日・時間帯等を公表した時及びその時から原則半年毎に受け付けることとする。

なお、不足曜日・時間帯等を申し出るにあたっては、時期を限定することも可とする。

2. 1 以外の交通圏について

(1) 都道府県タクシー協会からの申し出について

都道府県タクシー協会が不足曜日・時間帯等を運輸支局等に申し出た場合、当該申し出に従って希望するタクシー事業者に対し使用可能車両数を配分する。

なお、不足曜日・時間帯等を申し出るにあたっては、時期を限定することも可とする。

(2) タクシー事業者からの申し出について

① タクシー事業者が日本版ライドシェアの運行を希望する場合、金曜日・土曜日の 16 時台から翌 5 時台をタクシーが不足する曜日・時間帯、当該営業区域のタクシー車両数の 5 % を不足車両数として運行を認めることとし、当該申し出に従って希望するタクシー事業者に対し使用可能車両数を配分する。

② ①の曜日・時間帯及び使用可能車両数を拡大しようとする場合、当該タクシー事業者の配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、不足曜日・時間帯等が把握できる根拠を添付して申し出るものとする。その際、運輸支局等は、当該地域のタクシーの需給状況を考慮し、曜日・時間帯及び使用可能車両数を指定する。ただし、使用可能車両数は営業区域内のタクシー車両数の 10 % を上限とする。

また、当該申し出があった場合には、当該交通圏内のタクシー事業者にその旨を周知することとし、当該交通圏内のタクシー事業者から上記と異なる根拠の提出があった場合には、同根拠も斟酌することとする。

なお、不足曜日・時間帯等を申し出るにあたっては、時期を限定することも可とする。

(3) 自治体からの申し出について

当該地域の自治体が不足曜日・時間帯等を運輸支局等に申し出た場合、申し出た不足曜日・時間帯等をもとに希望するタクシー事業者に対し使用可能車両数を配分する。当該地域のタクシー事業者の配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、不足曜日・時間帯等が把握できる根拠を添付して申し出るものとする。その際、運輸支局等は、当該地域のタクシーの需給状況を考慮し、曜日・時間帯及び使用可能車両数を指定する。

また、当該申し出があった場合には、当該交通圏内のタクシー事業者にその旨を周知することとし当該交通圏内のタクシー事業者から上記と異なる根拠の提出があった場合には、同根拠も斟酌することとする。

なお、不足曜日・時間帯等を申し出るにあたっては、時期を限定することも可とする。

(4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条

における協議会からの申し出について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条における協議会（以下「協議会」という。）に基づく関係者間で協議を実施した場合における取扱いについては、以下のとおりとする。

① 営業区域の拡大について

地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として道路運送法施行規則第 18 条の 2 に定める場合において、協議会の関係者間で当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域の拡大が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと地方運輸局長等が認めるときは、協議結果に基づく具体的な申し出を踏まえ日本版ライドシェアが稼働できる営業区域を拡大することができる。

② 不足曜日・時間帯等の指定及び配分について

（ア）協議会において不足曜日・時間帯について関係者間で協議が調った場合は、協議結果に基づく申し出を踏まえ日本版ライドシェアが稼働できる曜日・時間帯を指定する。なお、当該申し出には、タクシー事業者の配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、タクシーが不足している曜日・時間帯が定量的に把握できる根拠を添付するものとする。

（イ）使用可能車両数については、当該地域のタクシーの需給状況及び（ア）により添付された定量的な根拠を考慮し、運輸支局等が指定する。

（ウ）（ア）及び（イ）を踏まえ、希望するタクシー事業者に対し使用可能車両数を配分する。

3. その他

（1）現に運行している日本版ライドシェアについては、従前の許可期間が満了するまでは、従前の曜日・時間帯及び使用可能車両数にて運行できることとする。ただし、従前の許可期間の満了日以前を始期とする許可申請を行った場合、従前の許可期間における曜日・時間帯及び使用可能車両数については適用されないこととし、新たな曜日・時間帯及び使用可能車両数にて、日本版ライドシェアを運行できることとする。

（2）1 又は 2 において、新たな曜日・時間帯及び使用可能車両数にて許可を受けた後に、再び 1.（1）による曜日・時間帯等が公表されたこと等により曜日・時間帯及び使用可能車両数が追加配分された場合、当該許可の期限が満了するまでは、追加された曜日、時間帯及び使用可能車両数を含めて日本版ライドシェアを運行できることとする。

（3）1 又は 2 に基づいて、都道府県タクシー協会、自治体又はタクシー事業者が申し出を実施する場合には別添 1 の申出書、協議会が申し出を実施する場合には別添 2 の申出書を活用されたい。

これらの申出書の提出があった場合は、当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者を対象に、7日間程度の期間を定め、日本版ライドシェアの実施意向について調査することとする。調査にあたっては別添3の意向調査票を活用されたい。

- (4) 本事務連絡発出後に新たに使用可能車両数の配分通知を行った場合において、合理的な理由なく通知から3カ月以内に許可申請を行っていない場合、当該配分は無効とする。なお、本事務連絡発出前に使用可能車両数の配分通知を行った場合においても、合理的な理由なく本事務連絡発出後から3カ月以内に許可申請を行わなかった場合、当該配分は無効とする。
- (5) 運輸支局等は、供給過剰が発生するおそれがあると判断した場合は、日本版ライドシェアを稼働できる曜日・時間帯及び使用可能車両数を調整する。
- (6) 1又は2に基づき、運輸支局等に申し出があった場合、当該申し出内容を地方運輸局等から本省に共有する。